

○美里町議会調査機関設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、美里町議会基本条例（令和5年条例第25号）第10条第3項の規定に基づく美里町議会調査機関（以下〔調査機関〕という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 調査機関は、町政の課題に関する調査のため専門的知識を有する学識経験者等5人以内の委員で構成する。

(委嘱)

第3条 調査機関の委員は、議長が委嘱するものとする。

(調査依頼の期間)

第4条 調査依頼の期間は、調査が終了する日までとする。

(報償費等)

第5条 調査機関の委員に対する報償費等は、予算の範囲内で議長が決定する。

(庶務)

第6条 調査機関の庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、調査機関の運営その他必要な事項は、議長が定める。

附則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。